

総括

平成26年／シミュレーション①
基準日：平成26年01月01日
作成日：平成26年01月22日

固定性資産
5500万円



+
流動性資産
2600万円



資産総額 8100万円

資産総額 8100万円

- 債務
0万円
葬式費用
500万円

財産総額

7600万円

相続税の納付税額

0万円

(相続税額 0万円)

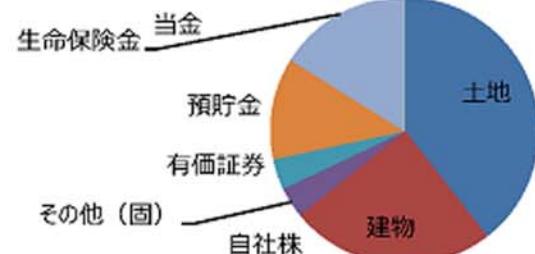
※「相続税概算シミュレーション」で計算した概算の税額です。

※「相続税の納付税額」「相続税額」は分割の仕方で変化します。

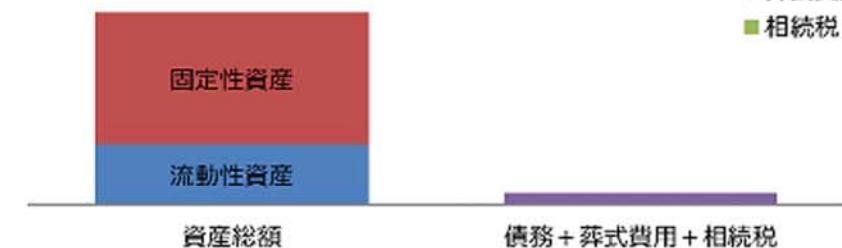
税引後の財産

7600万円

資産総額の構成 退職手当金 その他（流）



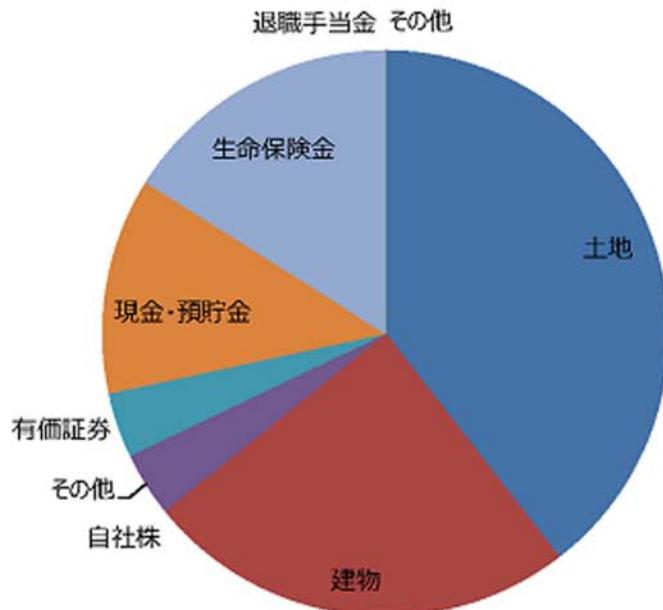
財産バランス



資産構成

種別	金額	割合
土地	3200万円	40%
建物	2000万円	25%
自社株	0万円	0%
その他	300万円	4%
固定性資産	5500万円	68%
有価証券	300万円	4%
現金・預貯金	1000万円	12%
生命保険金	1300万円	16%
退職手当金	0万円	0%
その他	0万円	0%
流動性資産	2600万円	32%
資産総額	8100万円	100%

平成26年／シミュレーション①
基準日：平成26年01月01日
作成日：平成26年01月22日



相続税の概算

固定性資産	5500万円
流動性資産	2600万円
債務・葬式費用	-500万円
財産総額	7600万円

相続税額の計算のための加算・減算

①小規模宅地等の減額	0万円
②非課税金額	-1300万円
③生前贈与加算額	0万円
④基礎控除額	-9000万円

相続税額	0万円
贈与税額控除・配偶者の税額軽減など	0万円
相続税の納付税額	0万円

①小規模宅地等の減額

自宅や事業用の土地は、評価額を減額する特例が設けられています。

- ・特定居住用宅地等 減額割合：80% 限度面積：240m²
- ・特定事業用宅地等 減額割合：80% 限度面積：400m²
- ・特定同族会社事業用宅地等 減額割合：80% 限度面積：400m²
- ・貸付事業用宅地等 減額割合：50% 限度面積：200m²

②非課税金額

生命保険金、退職手当金は非課税枠があります。

- ・生命保険金 500万円×法定相続人の数
- ・退職手当金 500万円×法定相続人の数

③生前贈与加算額

・生前贈与加算額 = 3年以内の贈与財産 + 相続時精算課税制度適用財産

・3年以内の贈与は相続税の計算に含まれます。

※支払った贈与税は税額から控除されます。

④基礎控除額

・5000万円 + (1000万円×法定相続人の数)

※「相続税概算シミュレーション」で計算した概算の税額です。

※「相続税の納付税額」「相続税額」は分割の仕方で変化します。

税制改正シミュレーション

平成26年／シミュレーション①
基準日：平成26年01月01日
作成日：平成26年01月22日

	現行 (~平成26年12月31日)	改正後 (平成27年1月1日~)	差額 (改正後 - 現行)	
相続税額	0万円	90万円	+90万円	増加
相続税の納付税額	0万円	45万円	+45万円	増加
①小規模宅地等の減額	0万円	0万円	0万円	
②基礎控除額	9000万円	5400万円	-3600万円	
③未成年者控除・障害者控除	0万円	0万円	0万円	

税制改正の変更点（平成27年1月1日～）

①小規模宅地等の減額

- 特定居住用宅地等の限度面積

現行：240m² → 改正後：330m²

- 特定事業用宅地等（400m²）と

特定居住用宅地等（330m²）の併用が可能に

②基礎控除額

現行：5000万円 + (1000万円×法定相続人の数)

改正後：3000万円 + (600万円×法定相続人の数)

③未成年者控除・障害者控除

現行：6万円／年 → 改正後：10万円／年

特別障害者控除

現行：12万円／年 → 改正後：20万円／年

●税率構造

現行：6段階（10%、15%、20%、30%、40%、50%）

改正後：8段階（10%、15%、20%、30%、40%、45%、50%、55%）

※「相続税概算シミュレーション」の条件で計算した概算の税額です。※「相続税額」「相続税の納付税額」は分割の仕方で変動します。